

平成 22 年度行政監査「各種基本計画等について」結果概要について

(1) 監査テーマ選定理由

各種基本計画等における策定・推進体制や関係機関との連携、情報提供等の状況について監査を行い、今後の新たな計画の策定及び計画の着実な推進に資することを目的に、行政監査のテーマとして「各種基本計画等について」を選定しました。

(2) 監査の概要

1) 監査対象計画及び対象機関

各部局に対し計画の策定等の状況を調査し、提出された調査票により把握した 79 計画の中から、同種の計画及び特定の部局に偏らないよう、次の基準により 10 計画(別表)を選定しました。また、監査対象機関は、当該計画を所管する 7 部局 10 室としました。

[基準]

- ① 計画策定から一定期間が経過しており、当該計画の進捗状況を把握できるもの
ただし、計画終期が 22 年度のもので、現在、次期計画策定作業を行っているものは除く。
- ② 部局横断的に進める必要のあるものや、市町・関係機関と連携して進める必要のあるもの
- ③ 県民生活に直接的影響があり県民の関心が高いもの
- ④ 施設整備等に関する計画でないもの

2) 監査実施時期

平成 22 年 11 月から 23 年 2 月までの間に実施しました。

3) 監査対象年度

対象計画の策定に着手した年度から平成 22 年 9 月までを対象としました。

4) 監査実施方法

選定した「各種基本計画等」について、事前に各監査対象機関に対し監査調書の提出を求め把握するとともに、実地調査等の結果をふまえて監査を実施しました。

5) 監査の着眼点

- ① 計画の策定
 - ア 策定体制は適切か。
 - イ 関係部局との連携は十分とられているか。
 - ウ 県民からの意見聴取等を適切に行っているか。
- ② 計画の内容
 - ア 各主体の役割や計画推進のしくみが明確になっているか。
 - イ 県総合計画・第二次戦略計画や他計画と整合性がとれているか。
 - ウ 内容をわかりやすく具体的に示しているか。
 - エ 目標設定は適切か。

③ 計画の推進

ア 推進体制が構築され、適切に運営されているか。

イ 進行管理、評価の方法は適切か。

ウ 計画の見直し等は適切に行っているか。

エ 県民等への情報提供は適切に行っているか。

(別表)

監査対象計画

監査対象：10 計画

計 画 名	計画期間	策定根拠	担当部局
① 三重県権限移譲推進方針	17 年度～ 23 年度	—	政策部市町行財政室
② 三重県消防広域化推進計画	19 年度～	消防組織法	防災危機管理部消防 ・保安室
③ 三重県がん対策戦略プラン 改訂版	20 年度～ 24 年度	がん対策基本法	健康福祉部健康づく り室
④ みえ障がい者福祉プラン・第 2期計画(三重県障害者プラン 第五次計画、三重県障害福祉 計画第二期計画)	21 年度～ 23 年度	障害者基本法 障害者自立支援法	健康福祉部障害福祉 室
⑤ ごみゼロ社会実現プラン	17 年度～ 37 年度	ごみゼロ社会実現 に向けた基本方針	環境森林部ごみゼロ 推進室
⑥ 三重の森林づくり基本計画	18 年度～ 37 年度	三重の森林づくり 条例	環境森林部森林・林 業経営室
⑦ みえの安全・安心農業生産推 進方針	21 年度～ 25 年度	有機農業の推進に 関する法律(一部)	農水商工部農産物安 全室
⑧ 三重県観光振興プラン	16 年度～ 25 年度	—	農水商工部観光局観 光・交流室
⑨ 三重県住生活基本計画	18 年度～ 27 年度	住生活基本法	県土整備部住宅室
⑩ 県立高等学校再編活性化第 三次実施計画	20 年度～ 23 年度	県立高等学校再編 活性化基本計画	教育委員会事務局教 育改革室

(3) 監査結果の概要

詳細は別添「平成22年度行政監査結果報告書」のとおりですが、監査結果の概要については、以下のとおりです。

1) 計画の策定

- ① 県民からの意見聴取の機会がパブリックコメント以外に設けられていなかったものが見受けられたので、県民からの意見聴取については、計画策定委員会等への参加、意見交換会やパブリックコメント等、多様な機会を提供すること。

また、意見聴取の機会の周知については、県のホームページだけでなく県政だよりへの掲載等、出来る限り多くの方法で行うこと。

計画策定時における県民からの意見聴取・情報提供の状況（重複あり）（単位：計画数）

計画対象	計画数	委員会等参加	意見交換会等	パブリックコメント	情報提供				
					報道機関資料提供	県政だより	市町広報紙	関係団体機関紙	ホームページ
外部対象計画	7	5	4	7	6	1	1	2	7
行政組織内計画	3	2	1	3	1	1	0	1	3
計	10	7	5	10	7	2	1	3	10

※外部対象計画：直接県民等を対象とした計画（「三重県がん対策戦略プラン改訂版」等）

※行政組織内計画：県や市町等の行政組織や事務に関する計画（「三重県権限移譲推進方針」等）

- ② 計画案が関係部局間で十分議論されていなかったものが見受けられたので、計画の内容が複数の関係部局にわたる場合は、策定段階の早い時期から関係部局と検討会議を行うなど、連携を密に計画を策定すること。

計画策定時における庁内の計画検討体制の状況（単位：計画数）

計画対象	計画数	関係部局との会議開催	関係部局への意見照会及び協議等	関係部局への意見照会による調整
外部対象計画	7	5	1	1
行政組織内計画	3	1	2	0
計	10	6	3	1

- ③ パブリックコメントの実施について、募集期間が短いものや意見数が少ないものが見受けられたので、適正な募集期間を確保するとともに、計画の趣旨や策定に至った経緯等の関係資料を添付するなど、計画案の内容を県民にわかりやすく伝えるように工夫して周知に努めること。

2) 計画の内容

- ① 推進主体の役割や進行管理・評価の方法について計画に記載されていないものが見受けられたので、計画への記載項目について、各推進主体の役割、進行管理・評価の方法、見直し時期や数値目標等を具体的に盛り込み、計画の実効性を高めること。

計画への記載内容の状況（重複あり）

（単位：計画数）

計画対象	計画数	目標	推進主体	推進体制・組織	県民参画	具体的取組
外部対象計画	7	7	6	5	5	7
行政組織内計画	3	2	1	1	1	3
計	10	9	7	6	6	10

計画対象	計画数	スケジュール	進行管理	評価の方法	計画見直し	策定組織等
外部対象計画	7	1	5	5	4	3
行政組織内計画	3	1	0	0	1	0
計	10	2	5	5	5	3

※推進主体：計画中に掲げられた取組を実施していく中で役割を与えられている主体

※推進体制：各推進主体が計画にどのように関わり、また、計画をどのように進めていくかを協議調整することにより、計画に掲げられた取組を主体的に推進する組織

- ② 数値目標について、用語の意味がわかりにくいものや設定根拠が不明確なものなどが見受けられたので、県民目線に立ったわかりやすい計画づくりに努めること。

3) 計画の推進

- ① 計画の推進にあたって、県民からの意見聴取の機会が十分設けられていないものが見受けられたので、県民からの意見聴取については、策定段階と同様に、委員会等への参加や意見交換会等により多様な機会を提供すること。

計画推進段階における県民からの意見聴取・情報提供の状況（重複あり）（単位：計画数）

	委員会等参加	意見交換会等	パブリックコメント	情報提供					
				報道機関資料提供	県政だより	市町広報紙	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等
計画書完成時	—	—	—	6	5	1	3	10	6
推進時	4	4	—	3	3	1	1	9	3

- ② 県関係部局との情報共有が不十分なものが見受けられたので、関係部局との連携については、進捗状況や課題等を確認し進行管理・評価を行い、取組の円滑かつ着実な推進に努めること。
- ③ 数値目標の達成状況に関し、目標値と実績値に乖離があるものや目標値を大きく上回っているものが見受けられたので、乖離が大きいものについては、社会経済情勢の変化に的確に対応し取組内容の充実を図るとともに、目標値を大きく上回っているものについては、目標値の見直しについて検討すること。

- ④ 達成状況・進捗状況に関する県民への情報提供について、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」で定める公表義務情報に該当する計画であるにもかかわらず、公表されていないものがあったので、同要綱に基づき公表するとともに、公表義務情報に該当しない計画においても公表を積極的に行い、計画の推進に向けた理解・協力を促すこと。

(4) 三重県の計画の状況

今回、監査を実施した10計画以外の計画についても、計画策定段階から推進段階までの状況や計画内容等について、補足調査票の提出を求めた。

各部局からの回答結果では、課題やニーズの把握については多様な手法で把握に努めているものの、県民等を直接対象とした外部対象計画（50計画）のうち、計画策定の委員会等への県民の参画は19計画で、外部対象計画の38.0%であった（表1）。また、達成状況・進捗状況を県民に公表しなければならない公表義務情報に該当する46計画のうち、半数の23計画が公表しておらず（表2）、監査結果と同様に対応を要する計画が見受けられた。

今回、補足調査を実施した計画においても、各計画の目的や特性等を踏まえ、監査結果を計画の策定、推進や見直し時の参考とし、県民の意見を反映するなど計画の実効性の確保を一層図ることが望まれる。

※ 今回の補足調査では、事前に把握した79計画のうち、監査対象計画(10計画)を除く69計画を調査した。

(表1) 計画策定委員会等のメンバー構成の状況(※複数回答あり、県職員除く)
(単位：計画数)

計画対象	計画数	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
外部対象計画	50	19	21	23	37	9	27	39
行政組織内計画	16	2	1	0	5	2	5	5
県組織内計画	13	2	1	1	7	0	1	4
計画総数	79	23	23	24	49	11	33	48
割合	100%	29.1%	29.1%	30.4%	62.0%	13.9%	41.8%	60.8%

(表2) 進捗状況の公表の状況 (単位：計画数)

計画対象	計画数		公表義務情報の対象計画		左記以外の計画	
	構成比		構成比		構成比	
公表している計画	41	51.9%	23	56.1%	18	43.9%
公表していない計画	38	48.1%	23	60.5%	15	39.5%
計画総数	79	100%	46	58.2%	33	41.8%